

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、社会への貢献や企業価値拡大等の経営目標を達成し、株主その他のステークホルダーに対する責任を果たしていく上で、経営の健全性・透明性・効率性を確保していくことが必要であると考えております。当社では、これらの要請を保証する体制としてのコーポレート・ガバナンスの整備・強化を重要課題の一つとして位置付け、関係会社を含むグループ全体としての取り組みを進めております。

1. 株主の基本的な権利の尊重と平等性の確保

当社は、コーポレート・ガバナンスの要は資本の提供者である株主であるとの認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 株主に対し、公平で適時適切な情報開示を行います。
- ② 株主が議決権を的確に行使でき、株主総会へ参加しやすい環境を整備します。
- ③ 株主への適切な利益還元を実施します。
- ④ 特定の株主に対する特別な利益等の提供を禁止します。

2. ステークホルダーとの円滑な関係の構築

当社は、企業とステークホルダーの円滑な関係の構築を通じて社会から信頼されることで初めて企業価値の継続的な向上を目指すことができるという認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 企業の社会的責任（CSR）を重視した経営を行います。
- ② ステークホルダーに対して重要な情報の適時適切な提供とそのための社内体制を整備し、適切に運用します。
- ③ 全社員がステークホルダーの立場を理解し尊重する意識を持つよう啓発活動を実施します。
- ④ 会社関係者による不適切な取引の防止体制を整備します。

3. 適時適切な情報開示による説明責任の遵守

当社は、上場会社は企業活動に関して迅速かつ正確・公平な情報開示の義務を負うと同時に、開示、説明責任を果たすことで市場及び社会から適切な企業評価を得ることができるという認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 金融商品取引法等の関係法令、東京証券取引所が定める適時開示に関する規則を遵守します。
- ② 情報開示に係わる適正性、迅速性を確保するための社内体制を整備し、適切に運用します。
- ③ 開示情報の公平かつ容易なアクセス手段を整備します。

4. 取締役会の適切な機能の行使

当社は、取締役会が企業経営の重要な意思決定機関であるという認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 重要な業務執行の決定を行います。
- ② 取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。
- ③ 適切な内部統制システムの構築を行い、的確な運用に努めます。
- ④ 中長期的な戦略及び各種基本方針の決定を行います。

5. 監査役（会）の適切な機能の行使

当社は、監査役により十分な監査機能が発揮できている状況を踏まえ、監査役設置会社の形態を採用しております。監査役は、株主に代わって取締役の職務の執行を監査するという認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 取締役の職務の執行を監査します。
- ② 監査役会は、監査の方針及び監査計画を策定し、組織的かつ効率的な監査を実施します。
- ③ 内部統制システムが有効に機能しているかの監査を行います。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証します。

6. 内部統制システムの構築

当社は、効率的かつ健全な企業経営にとってリスクマネジメント及びコンプライアンスが必要不可欠であるとの認識のもと、次の基本方針を定めます。

- ① 「明和地所グループ 行動規範」を制定し、全社員がその実践に努めます。
- ② 業務執行部門から独立した監査室が内部監査部門として、各部門の業務プロセス等を監査し、適正性等の検証を行います。
- ③ リスク発生時には、各部門よりの報告に基づき、取締役会及びリスク管理委員会において適時適切な対応を実施します。
- ④ 内部統制システムについては取締役会が中心となり、社内体制の構築、システム運用、改善、教育等を行います。

以 上